

## 県制 150 周年記念事業推進連絡協議会幹事会運営要領

### (趣旨)

第 1 この要領は、県制 150 周年記念事業推進連絡協議会設置要綱第 5 の規定により設置する幹事会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第 2 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会で所掌する事務の協議及び調整に関すること。
- (2) その他、協議会の円滑な運営のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第 3 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 幹事長は、宮城県企画部長をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会の事務を総理し、会議を主宰する。
- 4 副幹事長は、幹事のうちから幹事長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議の開催)

第 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

- 2 幹事長は、必要があると認めるときは、会議に幹事以外の者の出席を求めることができる。
- 3 幹事に事故あるときは、あらかじめ幹事が指名した者を出席させることができる。
- 4 幹事会において審議すべき事項について、緊急を要し、会議を開催するいとまがない場合、その他特別の事情があると幹事長が認めた場合は、書面による方法で審議することができる。

### (庶務)

第 5 幹事会の庶務は、宮城県企画部企画総務課において処理する。

### (その他)

第 6 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 5 月 24 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、令和 4 年 6 月 14 日から施行する。
- 6 この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

## 別表（第3関係）

（令和5年1月1日現在）

団 体 名	役 職	氏 名
宮城県	企画部長	千葉 章
宮城県市長会	事務局長	神谷 統
宮城県町村会	理事兼事務局長	小野 和宏
宮城県商工会議所連合会	常務理事・事務局長	高山 秀樹
宮城県商工会連合会	事務局長	桃井 健次
仙台経済同友会	常任幹事・事務局長	川嶋 輝彦
一般社団法人東北経済連合会	常務理事事務局長	佐藤 信康
公益社団法人日本青年会議所 東北地区宮城ブロック協議会	運営専務	菊地 雄大
宮城県観光誘致協議会	事務局長	林 謙介
公益社団法人宮城県観光連盟	事務局長	本郷 昌孝
仙台・宮城観光キャンペーン 推進協議会	事務局長	樋口 保
公益社団法人宮城県芸術協会	事務局長	沼倉 良郎
宮城県文化協会連絡協議会	事務局長	金田 政和
公益財団法人宮城県スポーツ 協会	事務局長	佐々木 榮一
宮城県教育委員会	副教育長	嘉藤 俊雄
学都仙台コンソーシアム	事務局長	黒崎 米造
宮城県農業協同組合中央会	常務理事	高橋 慎
宮城県漁業協同組合	常務理事	渡辺 裕季
宮城県林業振興協会	常任理事兼事務局長	田中 均